

# 学校感染症による出席停止について

東京朝鮮第三初級学校

## 保護者様

医師により下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。つきましては、主治医の指示に従い、許可が下りるまで家庭で療養させてください。登校する時は、下記の「登校許可証」を主治医に記入していただき、担任に提出してください。

## 担当医様

日頃より本校園児・生徒がお世話になり、ありがとうございます。下記生徒が、学校感染症にかかっていた場合、治癒して登校しても良いと診断されたなら、下記の「登校許可証」に記入していただき、生徒または保護者に持たせて学校に提出させてください。

東京朝鮮第三初級学校

### 登校許可証

年 氏名 さん

上記のものは、下記の学校感染症のうち、○で囲んだ病名で加療していました。

- |     |   |
|-----|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルク病、急性灰白髄炎、ジフテリア、痘瘡、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1） |
| 第二種 | インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘、咽頭結膜熱（プール熱）、結核                     |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、その他の感染症（ ）       |

○ 治癒したので、年 月 日から、登校を認めます。

年 月 日 医療機関  
医師名

印